

[CloudEC カスタム MakeShop サービス約款]

クラウド環境におけるソフトウェアの利用に関する、本約款に基づくJBCCクラウドサービス(以下、「本サービス」という)には、「JBCCクラウドサービス利用規約[共通契約条項]」の他、以下の各条項(特則条項がある場合は特則条項を含む)が適用されます。

[1] サービス提供者

本サービスは、株式会社GMOメイクショップ(以下、「GMO」という)をサービス提供者として提供されます。

[2] サービスの内容

- 1.お客様は、インターネット環境を通じ、JBCCが別途メール等の方法により通知・指定するサービス提供者のクラウド環境にアクセスして、対象ソフトウェアの機能を使用、表示、基本実行、その他のやりとりを行い業務処理のために利用することができます。
- 2.クラウド環境およびそこで利用されるサーバー等の当初仕様ないし提供容量の制限等については、サービス提供者所定の条件によるものとします。当該仕様ないし利用可能な提供容量の変更が可能な場合は、別途料金によりこれを追加できることがあるものとします。
- 3.サービスの内容の詳細事項、利用可能時間帯、提供条件および適用除外等は、サービス提供者所定の契約条項、利用条件、利用規約(以下、「サービス規程」という)等またはサービス明細に定めるとおりとします。

[3] 対象ソフトウェア

本サービスの対象ソフトウェアは、サービス明細に記載するものとします。

[4] ソフトウェアの使用許諾

お客様は、本契約およびサービス提供者所定のサービス規程を遵守することを条件として、対象ソフトウェアの機能を利用する非独占的権利を許諾されるものとします。

[5] ライセンスおよびパスワード管理

別段の定めがある場合を除き、対象ソフトウェアのライセンスは、該当する1ライセンスの有効期間中1利用者でのみ利用することができるものとします。

[6] サポートサービス

- 1.サービス提供者はサポートサービスとして利用方法等に対する問合せ受付を実施します。サポートサービスの問合せ先および提供時間帯は次のURL(http://support.orenocloud.tokyo/qa_form.html)に記載のとおりとします。変更があった場合は、別途お客様に対しメール等の方法により通知されるものとします。なお、対象ソフトウェアの利用機能の提供が停止している間は、問合せ対応はされないことがあります。
- 2.サポートサービスの提供の有無、その内容・提供時間、その他提供条件等はサービス提供者により随時変更される可能性があるものとします。

[7] オプション

本サービスにおいて提供されることのある有償の、サービスの機能追加/向上に関するオプションおよびサポートの追加に関するオプションを購入する場合には、サービス明細に記載するものとします。サポートオプションがある場合、その内容は、特則条項に記載のとおりとします。

[8] サービス料金

- 1.初期費用
本サービスには初期費用が発生します。初期費用は、サービス開始に際し一括して請求されるものとします。
- 2.利用料
(1)本サービスの利用料は「月額固定制」とし、日割り計算はされないものとします。
(2)サービス明細にてオプションを選択した場合、別途料金が発生します。お客様は、オプションを単独で購入することはできません。料金は購入した月分から発生し、日割り計算はされないものとします。
- 3.その他料金
前各号の他、その他発生する料金は、特則条項またはサービス明細に記載のとおりとします。

[9] サービス規程の指定

サービス提供者所定のサービス規程(契約約款、規約、サービス詳細資料等の契約条項)は、次のURLに定めるとおりとします。お客様は、サービス規程を遵守することについて、サービス提供者に対し直接責任を負うものとします。

http://www.makeshop.jp/main/company/makeshop_license.html (MakeShop ご利用規約)

[10] 契約期間

本サービスの契約期間は、サービス開始日の属する月の1日から1年間とします。契約期間満了の1ヶ月前迄に、甲または乙のいずれかより書面による契約終了の申し入れがない限り、本契約は1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。

特則条項

[カスタムMakeShopの利用に関する特則]

[11] カスタム MakeShop の利用に関する特則

GMOメイクショップ株式会社(以下「当社」といいます。)は、「カスタムMakeShop」プラン(以下「本プラン」といいます。)を提供するにあたり『カスタムMakeShopの利用に関する特則』(以下「本特則」といいます。)を定めます。メンバー(第1条第2号において定義されます。)は、本特則等(第1条第3号において定義されます。)をよく読み、理解し、同意した上で本プランの利用を申込み、また利用するものとします。

第1条(定義)

本特則等における用語は、以下の各号に定める意義を有するものとします。

- (1)「本プラン」とは、当社が運営するオンラインショップ構築・運営ASPサービス「MakeShop」に付随し「カスタムMakeShop」の名称でメンバー(第2号において定義されます。)に対して提供するプランで、別途当社が指定するサービスにより構成されるプランをいいます。

- (2) 「メンバー」とは、当社が運営するオンラインショップ構築・運営ASPサービス「MakeShop」の利用に関して「MakeShop利用規約」に基づき当社から利用資格を付与された者をいいます。
- (3) 「本特則等」とは、本特則、当社が別途指定する本プランの利用に関連する規定、規則、ガイドライン及び当社からの通知事項並びに申込書の記載内容等の総称をいいます。
- (4) 「本ツール」とは、利用契約等(第5号において定義されます。)に基づいて当社が開発、提供するソフトウェア、プログラム等の総称をいいます。
- (5) 「利用契約等」とは、利用契約及び個別契約の総称をいいます。

第2条(本プランの内容)

本プランは、以下の各号に定めるサービスの全部又は一部により構成されるプランで、当社は本特則等にしがって本プランを提供します。

- (1) 本ツールの開発
- (2) 本ツールの提供
- (3) 本ツールの保守
- (4) 当社がその裁量において指定する機能の提供

第3条(本プラン・本ツールの変更)

当社は、メンバーに対する通知・告知その他の手続きを要することなく、当社の裁量において本プランの内容、本ツールの機能の全部又は一部の変更、追加を行うことができるものとします。かかる変更等によりメンバーに生じる一切の損害、損失、費用、負担(併せて以下「損害等」といいます。)及び結果について当社は一切責任を負わないものとします。

第4条(利用契約)

- 1 メンバーは、本プランの利用を希望する場合には、当社に対して、申込書の交付、申込書の記載事項を記載した電子メールの当社に対する送信その他当社が指定する方法で利用申込みを行い、かかる利用申込みについて、メンバーに対して当社が承諾通知を交付した時点、又は承諾通知の記載事項を記載した電子メールがメンバーに到達した時点で、メンバーと当社との間において本特則等を内容とする利用契約が締結されるものとします。
- 2 利用契約は、利用契約に基づいて締結される個別契約に共通して適用されるものとします。但し、利用契約における定めと個別契約における定めと異なる場合には、個別契約における定めが利用契約における定めより優先して適用されるものとします。
- 3 当社は利用申込みを承諾しない場合でも、その理由等を開示する義務を負わないものとし、かつそのことによりメンバーに生じる一切の損害等及び結果について当社は一切責任を負わないものとします。

第5条(個別契約)

メンバーは、利用契約成立後、当社に対して本ツールの開発、保守を依頼することができるものとします。この場合、メンバーは、当社に対して、申込書の交付、申込書の記載事項を記載した電子メールの当社に対する送信その他当社が指定する方法で申込みを行うものとし、かかる申込みについて、メンバーに対して当社が承諾通知を交付した時点、又は承諾通知の記載事項を記載した電子メールがメンバーに到達した時点で、申込み内容にしがって、メンバーと当社との間において個別契約が締結されるものとします。

第6条(資料等の貸与、保管、返還)

当社は、本プランの提供上必要であると当社が判断した場合、メンバーに対して資料・サンプル等(併せて以下「資料等」という。)を貸与し又は開示することを求めることができるものとします。この場合、メンバーは直ちに資料等を無償で当社に対して貸与又は開示するものとします。

第7条(仕様の策定)

本ツールの開発・保守にあたり仕様の策定が必要となる場合、メンバーはその責任と負担において仕様を策定するものとします。なお、当社は仕様の策定について助言の提供等を行うことができるものとします。

第8条(納入)

当社は、個別契約に定める本ツールを、個別契約に定める納入日、納入場所、納入方法その他の条件にしがって納入するものとします。

第9条(検収)

- 1 メンバーは、本ツールが納入された場合には、納入日から起算して15日以内に本ツールについて検査を行い、検査結果を当社に対して通知するものとし、検査に合格した旨の通知が当社に到達した時点をもって検収が完了するものとします。なお、メンバーは、本ツールの全部又は一部が検査に不合格であると判断した場合には、当社に対してかかる本ツールについて修補を求めることが出来るものとし、当社は修補を行い、再納入するものとします。なお、再納入がされた場合の検収については本条によるものとします。
- 2 当社は、メンバーが第1項に定める期間内に検査の結果を通知しない場合、検収に合格したものとみなすことができるものとします。

第10条(危険負担)

本ツールの検収完了前に、当社及びメンバーのいずれの責めにも帰すことのできない事由によって本ツールが滅失・毀損した場合には、当社は本ツールの納入義務を免れるものとします。

第11条(保証等)

当社は、本ツールの瑕疵の不存在、有用性、適法性、第三者の権利の非侵害性その他の事項について保証しないものとし、かつ瑕疵担保責任を負わないものとします。

第12条(再委託)

当社は、本プランの提供に関する業務の全部又は一部を第三者に対して委託することができるものとします。

第13条(権利の帰属)

- 1 本ツールの所有権、著作権その他の権利は、当社もしくは当社の委託先に帰属するものとします。
- 2 本プランの提供に関して特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利その他これに類する権利が生じた場合には、それらの権利は当社又は当社の委託先に帰属するものとします。
- 3 当社は、本ツールを、利用契約等を締結したメンバー以外のメンバーに利用させ、また改変等することができるものとします。

第14条(本ツールの利用)

- 1 メンバーは、本ツールを利用契約等にしがって利用するものとし、利用契約等において定める場合のほかは態様の如何を問わず使用してはならないものとします。
- 2 当社は、利用契約等ほか、メンバーによる本ツールの利用に関する利用条件を指定することができるものとします。この場合、メンバーは、当該利用条件にも従うものとします。

第15条(利用料金)

- 1 メンバーは、本プラン利用の対価として、個別契約において定める利用料金を、利用契約等において定める支払日、支払方法その他の支払条件にしがって当社に対して支払うものとします。
- 2 利用契約等が理由の如何を問わず終了した場合でも、当社は利用料金を一切返還しないものとします。

第16条(秘密保持)

- 1 利用契約等の内容及び締結の事実、並びに利用契約等の履行過程においてメンバーが知り得た当社の営業上、技術上の一切の情報は、MakeShop利用規約第11条に定める秘密保持の対象となる情報に該当するものとし、メンバーは、これらの情報の取り扱いについて、MakeShop利用規約第11条及び本条にしがうものとします。
- 2 メンバーは、利用契約等が理由の如何を問わず終了した場合、情報を保持する必要がなくなった場合、又は当社から請求された場合には、直ちに、当社の指示に従って一切の情報(かかる情報が記録又は記載された書面及び電子媒体並びにかかる情報の複製物・改変物を含む。)を、当社に対して返還するものとします。

第17条(導入事例)

当社は、メンバーによる本プラン利用の実績として当社のウェブサイト、パンフレットその他の媒体において掲載することができるものとします。

第18条(有効期間)

- 1 利用契約の有効期間は、利用契約成立日から1年間とします。但し、期間満了の1ヶ月前までにメンバーが当社に対して利用契約を終了する旨の書面による通知を行った場合を除いて、利用契約の有効期間は、期間満了日の翌日から、同一条件で、さらに1年間自動的に延長されるものとし、以降も同様とします。
- 2 利用契約が有効期間満了によって終了する場合において、有効な個別契約が存在する場合は、かかる個別契約の履行に関しては、利用規約の定めが適用されるものとします。
- 3 全ての個別契約が終了した場合、利用契約も終了するものとする。

第19条(メンバーによる利用契約等の解約)

メンバーは、利用契約等の全部又は一部の解約を希望する場合には、解約希望日の60日前までに、当社に対して、書面又は電子メールでその旨を通知するものとします。

第20条(利用契約等の解除等)

当社は、①メンバーが利用契約等のいずれかに違反した場合、②「MakeShop利用規約」、「アイテムポスト利用規約」その他当社が定める規約、規則等に違反した場合、又は③それらのおそれがある場合(なお、本特則等への違反は、MakeShop利用規約への違反とみなされるものとします。)には、通知・催告その他の手続きを要することなく、直ちに、利用契約等の解約、本プラン及び本ツールの提供の停止、中止その他の当社がその裁量で定める措置を講じることができるものとします。当社がかかる措置を講じたことによりメンバーに生じる損害等及び結果について当社は一切責任を負わないものとします。

第21条(利用契約終了後の取り扱い)

利用契約等の全部又は一部が理由の如何を問わず終了した場合でも、①当社は、メンバーに対する通知・告知その他の手続きの履行、又は対価の支払若しくは利用料金の返還その他の負担を要することなく、利用契約等に基づく本ツールの開発及び利用契約等に基づいて開発された本ツールの提供を継続することができるものとし、また、②利用契約等に関連して生じた著作権、特許権その他の権利の成立、帰属は何ら影響を受けないものとします。

第22条(契約終了後の効果)

利用契約等が理由の如何を問わず終了した場合でも、第11条、第13条、第15条乃至第17条、第18条第2項、第21条乃至第24条は有効に存続するものとします。

第23条(当社の免責)

当社は、本特則等及び「MakeShop利用規約」、「アイテムポスト利用規約」その他の当社が定める規約、規則等において定めがある場合のほか、以下の各号に定める事由の発生、並びにかかる事由に起因し又は関連してメンバーに生じる損害等について一切の責任を負わないものとします。

- (1) 本プランの提供の遅延、不能
- (2) 本プランに関する本ツールの毀損、滅失、改竄等
- (3) 本ツールの使用結果

第24条(MakeShop利用規約の適用)

本特則等は、MakeShop利用規約の一部を構成するものとし、本特則等に定めのない事項については、「MakeShop利用規約」が適用されるものとします。